

建設副産物の処理基準
及 び
再生資材の利用基準

令和8年4月改正

千葉市

建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準 目 次

建設副産物について.....	1
1. 建設副産物とは.....	1
2. 建設副産物と再生資源、廃棄物との関係	1
リサイクル原則化ルール.....	3
建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準.....	5
1. 目 的.....	5
2. 対象事業.....	5
3. 建設副産物の搬出について	5
4. 再生資材等の利用について	6
5. 建設発生土管理調書の作成及び保存	7
6. 建設副産物の処理方法	8
7. 積算の方法.....	8
8. リサイクル計画及び実態の確認	9
建設発生土管理基準.....	11
第1章 総 則.....	11
1 目 的.....	11
2 用語の定義.....	11
3 管理基準の適用範囲.....	11
4 発注者の責務	12
第2章 安全基準.....	12
1 土砂等の安全基準等.....	12
2 汚染要因の確認調査及び地質分析の実施	12
3 汚染要因	13
4 地質分析	13
5 公共工事に建設発生土等を搬入する場合の扱い.....	13
6 民有地への処理.....	14
7 汚染された建設発生土の扱い.....	14
8 その他.....	14
○特記仕様書について.....	15
○別添及び様式等	18
・リサイクル計画書（概略設計・予備設計）（別添1）	18

・リサイクル計画書（詳細設計）（別添 2）	19
・リサイクル計画書（積算段階）（別添 3）	20
・リサイクル阻害要因説明書（別添 4）	21
・建設副産物処理承認申請書（副処：様式－1）	22
・建設副産物処理調書（副処：様式－2）	23
・再資源化報告書（様式 1）	エラー! ブックマークが定義されていません。
・説明書（様式 2）	24
・別表 1（建築物に係る解体工事）	26
・別表 2（建築物に係る新築工事〔新築・増築・修繕・模様替〕	27
・別表 3（建築物以外に係る解体工事又は新築工事等〔土木工事等〕）	28
・通知書（様式 3）	29
・法律第 13 条の規定に基づく書面（様式 4）	30
・土管：別表第 1（埋立て等に使用される土砂等の安全基準）	35
・土管：別表第 2（資料の採取方法）	37
・汚染要因に関する調査票（土管：様式－1）	38
・土管：資料－1	39
・建設発生土の管理調書（搬出用）（土管：様式－2－1）	40
・建設発生土の管理調書（搬入用）（土管：様式－2－2）	41
・地質分析（濃度）結果証明書（土管：様式－3）	42
・建設リサイクル法取扱いフロー図	43
・建設リサイクル作成書類 簡易分類表	44
・建設リサイクル自己チェックリスト	45
・建設発生土管理基準フロー	47
・重量換算係数	48

建設副産物について

1. 建設副産物とは

「資源の有効な利用の促進に関する法律」（以下、「資源有効利用促進法」という。）の第2条によれば、副産物とは、「製品の製造、加工、修理もしくは販売、エネルギーの供給若しくは土木建築に関する工事に伴い副次的に得られた物品」と定義されている。

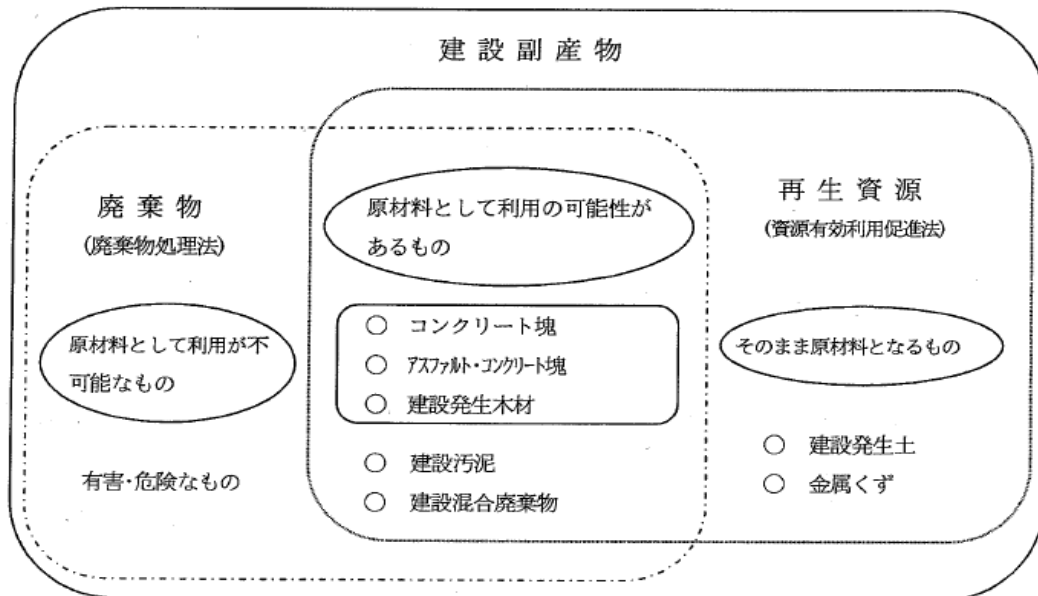
このうち、建設工事に伴う副産物を「建設副産物」といい、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥、紙くず、金属くず、ガラスくずなどが含まれる。

2. 建設副産物と再生資源、廃棄物との関係

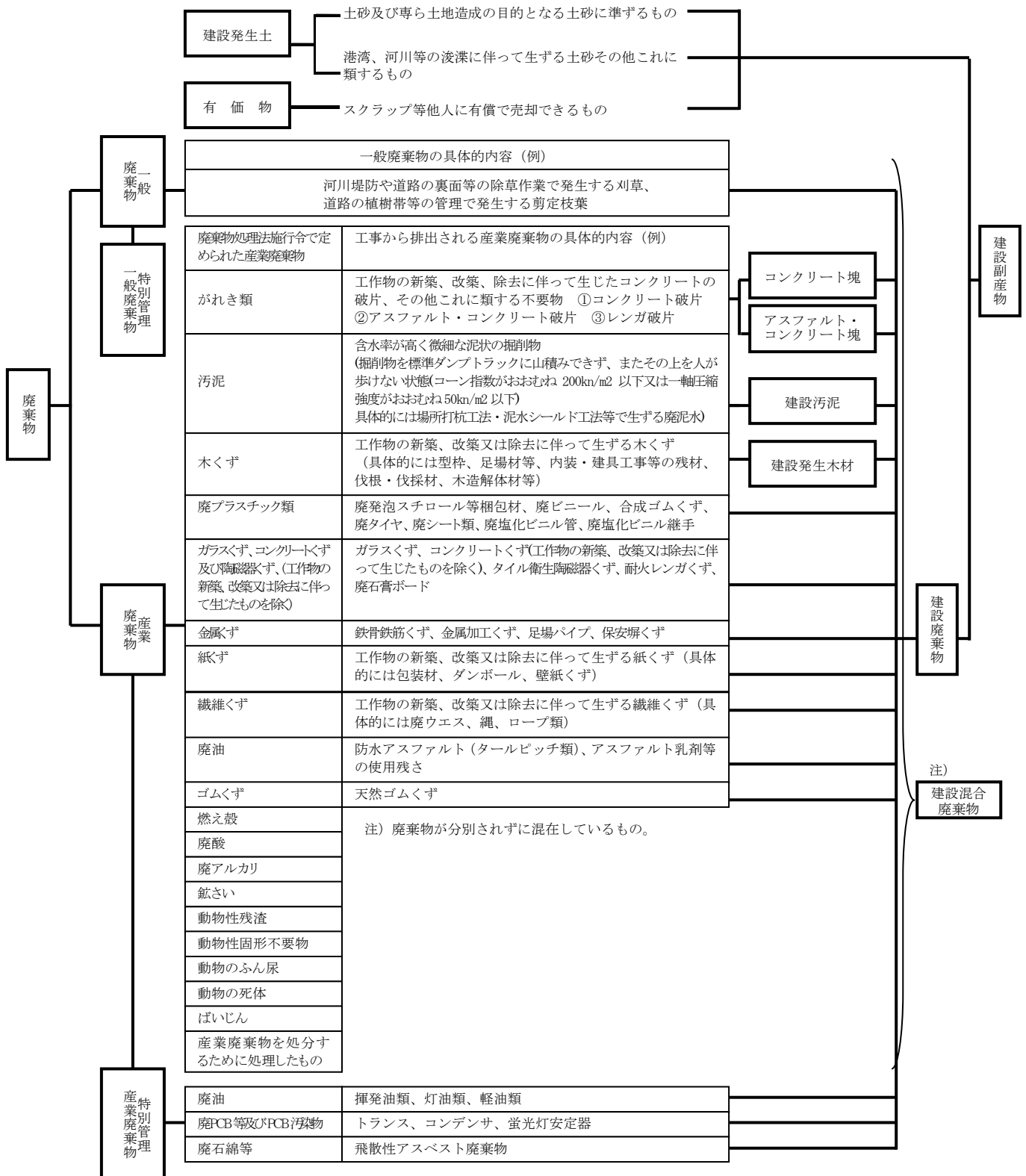
資源有効利用促進法で「再生資源」とは、副産物のうち有用なものであって、そのまま原材料として利用できるもの又は利用の可能性のあるものとしている。また、廃棄物処理法によれば、「廃棄物」として定義されるものの、原材料として利用可能なものも存在する。

建設副産物、再生資源、廃棄物の関係は下図のとおりであり、再生資源としてそのまま原材料となる「建設発生土」等、また、廃棄物であるが原材料として利用の可能性のある「コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材」等がある。

建設副産物と再生資源、廃棄物との関係、



【建設副産物の具体例】



リサイクル原則化ルール

国土交通省では、「公共工事における「リサイクル原則化ルール」の策定について」（平成18年6月12日、国官技第47号、国官総第130号、国営計第37号、国総事第20号）を定め、原則として経済性にかかわらず一定の条件の下、建設副産物は再資源化施設（建設発生土にあつては他工事現場を含む）へ搬出し、再生資材（土砂利用工事にあつては建設発生土）を利用することとしている。

本市が発注する建設工事においても、国に準拠し以下の運用を行うこととする。この場合、経済性にかかわらず実施するものとする。

なお、以下の要件に該当しない建設工事においても可能な範囲で積極的に再生資源の利用および再資源化施設の活用を図ることとする。また、再資源化施設の活用に際しては、所要の品質が安定的に確保される施設を活用することとする。

（1）建設副産物の工事現場からの搬出

品 目	運用内容	例 外
コンクリート塊 アスファルト・コン クリート塊	再資源化施設へ搬出	
建設発生木材 （伐木・除根材を含 む）	原則として再資源化施設へ搬出	ただし、工事現場から50kmの範囲内に再資源化施設がない場合、または以下の①および②の条件を共に満たす場合には、再資源化に代えて縮減（焼却）を行った上で最終処分することができる。 ①工事現場から再資源化施設までその運搬に用いる車両が通行する道路が整備されていない場合 ②縮減するために行う運搬に要する費用の額が再資源化施設までの運搬に要する費用の額より低い場合
建設汚泥	原則として以下の①～③のいずれかの方法をとる。 ①建設汚泥処理土として再生利用させるため、他の建設工事現場に搬出する（搬出元の工事現場または搬出先の工事現場にて所要の品質を満たす建設汚泥処理土への改良が可能な場合に限る） ②他の建設工事にて建設汚泥処理土として再生利用させるため、再資源化施設へ搬出する ③製品化させる（建設汚泥処理土以外の形で再生利用させる）ため、再資源化施設へ搬出する	ただし、①、③において工事現場から50kmの範囲内に他の建設工事現場や再資源化施設がない場合、②において再資源化施設を経由した他の建設工事現場までの運搬距離の合計が50kmを超える場合には、縮減（脱水等）を行った上で最終処分することができる。なお、①、②においては、各地方建設副産物対策連絡協議会等で調整済みの場合には、その調整結果を優先することとする。

品 目	運用内容	例 外
建設発生土	原則として50kmの範囲内の他の建設工事現場へ搬出する。なお、各地方建設副産物対策連絡協議会等で調整済みの場合は、その調整結果を優先することとする。また、他の建設工事との受入時期および土質等の調整が困難である場合は、別の処分場に搬出することを妨げない。	

(2) 再生資源の利用

品 目	運用内容
再生骨材等	工事現場から40kmの範囲内に再生骨材等を製造する再資源化施設がある場合、工事目的物に要求される品質等を考慮したうえで、原則として、再生骨材等を利用する。
再生加熱アスファルト混合物	工事現場から40km および運搬時間1.5時間の範囲内に再生加熱アスファルト混合物を製造する再資源化施設がある場合、工事目的物に要求される品質等を考慮したうえで、原則として、再生加熱アスファルト混合物を利用する。
建設発生土、建設汚泥	工事現場から50kmの範囲内に建設発生土または建設汚泥（建設汚泥が発生する工事現場または当該工事現場において所要の品質を満たす建設汚泥処理土への改良が可能な場合）を搬出する他の建設工事もしくは建設汚泥改良土を製造する再資源化施設がある場合、受入時期、土質等を考慮したうえで、原則として、建設発生土もしくは建設汚泥改良土を利用する。なお、各地方建設副産物対策連絡協議会等で調整済みの場合は、その調整結果を優先することとする。

建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準

1. 目的

この基準は、建設副産物の適な処理及び再生資材の利用に係る総合的な対策を発注者及び施工者が実施するために必要な基準を示し、建設工事の円滑な施工を確保し、資源の有効な利用の促進及び生活環境の保全を図ることを目的とする。

2. 対象事業

千葉市が行う建設工事等（受託事業を含む）を対象とする。

3. 建設副産物の搬出について

「リサイクル原則化ルール」に基づき、原則として経済性にかかわらず一定の条件の下、建設副産物は再資源化施設（建設発生土は他の工事現場）へ搬出する。

（1）建設発生土

ア 工事現場から建設発生土を搬出する場合は、P11「建設発生土管理基準」に基づくものとする。

イ 安全基準に適合した建設発生土は、原則として 50 km の範囲内の他の工事現場へ搬出する。また、関東地方建設副産物再利用方策等連絡協議会等で調整済みの場合は、その調整結果を優先することとする。

ウ 他の工事現場での利用を促進するため、ストックヤード、土質改良プラント、建設発生土工事間流用情報システム及び建設発生土情報交換システムを積極的に活用すること。

なお、工事間流用にあたっては、別に定める「千葉市建設発生土工事間流用促進要領」により、システム登録をし、調整を行うこと。

エ 建設発生土の工事間利用ができず、受入地において処理する場合は、関係法令に基づく必要な手続きのほか、受入地の関係者と打合せを行い、建設発生土の崩壊や降雨による流出等により公衆災害が生じないよう適切な措置を講じなければならない。

（2）路盤廃材

工事現場から 40 km の範囲内に再資源化施設がある場合は、原則として再資源化施設へ搬出する。

（3）コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊

再資源化施設へ搬出する。

（4）建設発生木材

ア 再資源化施設へ搬出する。

イ ただし、工事現場から 50 km の範囲内に再資源化施設が無い場合、又は以下の①及び②の条件をともに満たす場合は、再資源化に代えて縮減（焼却）とすることができる。

① 工事現場から再資源化施設までその運搬に用いる車両が通行する道路が整備されていない場合。

- ② 縮減をするために行う運搬に要する費用の額が再資源化施設までの運搬に要する費用の額より低い場合。

(5) 建設汚泥

- ア 現場内での再生利用を第一に努め、再生利用にあたっては、平成18年6月国土交通省策定の建設汚泥の再生利用に関するガイドライン、建設汚泥の再生利用に関する実施要領、建設汚泥処理土利用技術基準を参照すること。
- イ 現場内での利用が困難な場合は原則として以下の①～③のいずれかの方法をとる。
 - ① 建設汚泥処理土として再生利用させるため、他の建設工事現場に搬出する（搬出元の工事現場または搬出先の工事現場にて所要の品質を満たす建設汚泥処理土への改良が可能な場合に限る）。
 - ② 他の建設工事にて建設汚泥処理土として再生利用させるため、再資源化施設へ搬出する。
 - ③ 製品化させる（建設汚泥処理土以外の形で再生利用させる）ため、再資源化施設へ搬出する。
- ウ ただし、①、③において工事現場から50kmの範囲内に他の建設工事現場や再資源化施設がない場合、②において再資源化施設を経由した他の建設工事現場までの運搬距離の合計が50kmを超える場合には、縮減(脱水等)を行った上で最終処分することができる。なお、①、②においては、各地方建設副産物対策連絡協議会等で調整済みの場合は、その調整結果を優先することとする。

(6) 建設混合廃棄物

- ア 現場内での分別を徹底し、混合物としての排出量を削減する。
- イ 分別後は、それぞれ再資源化施設へ搬出し、分別できないものや残さ物は中間処理施設、最終処分場へ適宜搬出する。

4. 再生資材等の利用について

「リサイクル原則化ルール」に基づき、原則として経済性にかかわらず一定の条件の下、再生資材（土砂利用工事にあっては建設発生土）を利用する。

(1) 建設発生土

- ア 工事現場に建設発生土を搬入する場合は、P11「建設発生土管理基準」に基づくものとする。
- イ 安全基準に適合した建設発生土は、原則として50kmの範囲内に建設発生土を搬出する他の建設工事がある場合、原則として建設発生土を利用する。また、関東地方建設副産物再利用方策等連絡協議会等で調整済みの場合は、その調整結果を優先することとする。
- ウ 他の工事現場から利用を促進するため、ストックヤード、土質改良プラント、建設発生土工事間流用情報システム及び建設発生土情報交換システムを積極的に活用すること。
なお、工事間流用にあたっては、別に定める「千葉市建設発生土工事間流用促進要領」により、システム登録をし、調整を行うこと。
- エ 利用にあたっては、「建設発生土利用技術マニュアル」（財団法人土木研究センタ

- 一) の土質区分基準・適用用途標準等を参考にすること。
- (2) 再生加熱アスファルト混合物
工事現場から 40 km 及び運搬時間 1.5 時間の範囲内に再生加熱アスファルト混合物を製造する再資源化施設がある場合は、「舗装再生便覧」に基づき工事目的物に要求される品質等を考慮したうえで、原則として再生加熱アスファルト混合物を利用する。
- (3) 再生路盤材
工事現場から 40 km の範囲内に再資源化施設がある場合は、「舗装再生便覧」に基づき工事目的物に要求される品質等を考慮したうえで、原則として、再生路盤材を利用する。
- (4) 建設汚泥再生品
建設資材として建設汚泥再生品の利用が可能な建設工事については、その積極的な利用に努めること。「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、特定調達品目に位置付けられた建設汚泥再生品については、設計、施工等に当たって、とりわけその利用促進に努めること。
- (5) 再生クラッシャーラン・再生砂
工事現場から 40 km の範囲内に再資源化施設がある場合は「コンクリート副産物の再生利用に関する用途別品質基準」及び「土木関係 JIS 要覧 A 5001」に基づき工事目的物に要求される品質等を考慮したうえで、各種構造物基礎材、埋め戻し材、裏込め材として利用するものとする。
なお、コンクリート再生砂を使用する場合は、六価クロムの溶出試験を行い、「土壌汚染に係る環境基準」の適合を確認すること。
- (6) 水砕スラグ
「千葉県土木工事共通仕様書」及び「舗装の構造に関する技術基準」に基づき工事目的物に要求される品質等を考慮したうえで、舗装用路床改良材として利用する。
- (7) 熔融スラグ
「一般廃棄物の熔融固化物の再生利用に関する指針」（環境省）、「千葉県熔融スラグ利用促進指針」、「一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を熔融固化した道路用熔融スラグ（JIS A 5032）」及び「舗装の構造に関する技術基準」に基づき工事目的物に要求される品質等を考慮したうえで、舗装用アスファルト合材の細骨材として利用する。
- (8) エコセメント
千葉県型コンクリート二次製品、千葉市型コンクリート二次製品は普通エコセメント利用を原則とする。
ただし、当分の間、普通ポルトランドセメント等についても同等品とし、利用できるものとする。
エコセメント使用にあたっては、「エコセメントコンクリート利用技術マニュアル」（独立行政法人土木研究所編著）によること。

5. 建設発生土管理調書の作成及び保存

建設発生土を搬出又は搬入する場合は「建設発生土管理基準」に基づき「建設発生土管

理調査」を作成・保存する。

6. 建設副産物の処理方法

(1) 処理方法は、搬出量の多少にかかわらず、原則として処理場所を特定するものとする。特に建設発生土については、再利用の促進を図るため、可能な限り工事間流用に努めるものとする。なお、これにより難しい場合は、別途、特記仕様書で定めるものとする。

(2) 建設副産物の区分

分類	区分
建設発生土	第1種～第4種 建設発生土
建設廃材	コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊
路盤廃材	掘削した路盤材
建設発生木材	建築解体木材など
建設汚泥	浚渫以外の掘削工事に伴って排出されるもののうち、泥状のもの（コーン指数がおおむね200kN/m ² 以下又は一軸圧縮強度がおおむね50kN/m ² 以下）。なお、泥水などを使用しない地山掘削から発生した泥土を除く。
建設混合廃棄物	建設廃棄物が混合したもの

7. 積算の方法

(1) 積算にあたっての留意事項

- ア 処理場所等の処理能力、容量、受入時間、受入条件等に十分留意すること。
- イ 受入場所、処理場所等の選定にあたっては、運搬費及び処理費等の合計により経済性を比較し積算する。
- ウ 原則として処理場所、運搬距離及び処理方法等の条件を明示すること。

(2) 運搬等の作業に要する費用

指定場所までの運搬距離、積替えのための仮置の必要性等、現場条件を勘案した作業計画に応じ積み上げ計算する。

(3) 処理に要する費用

- ア 建設発生土を他の工事現場へ搬出する場合は、原則として処理費は計上しない。
- イ 建設発生土の再利用を促進するため、ストックヤード及び土質改良プラント、事業場所等へ搬出する場合は、受入施設が定めた処理費を計上することができる。
- ウ 建設発生土を民有地へ搬出する場合は、必要に応じ処理費を計上する。
- エ 建設廃棄物を再資源化施設、最終処分場に搬出する場合は、処理費を計上する。

(4) 建設発生土の民有地処理に要する処理費

- ア 民有地に発注者自ら埋立て処理する場合は、築造に要する費用を計上する。
- イ 民有地の所有者自らが埋立て等を行う場合は、築造に要する費用は計上しない。

(5) 処理先の変更

原則として、処理先の変更は認めない。ただし、以下に掲げる場合、受発注者協議の上、処理先を変更することができる。

- ア 建設発生土の工事間流用が可能となった場合
- イ 工事実施にあたり指定した処理先の条件に変更が生じた場合、または施工条件に変更が生じて指定した処理先に搬出することが困難な場合

- ウ 上記ア、イのほか、受注者から処理先の変更についての協議があり、発注者が合理的、かつ、適切であると認める場合
 - エ 受注者から請負代金額の低減を可能とする処理方法に関する提案があり、発注者が適切であると認める場合
- (6) 設計変更
- ア 上記(5)ア、イ、エに該当する場合は、その実情に合わせて設計変更を行うものとする。
 - イ 上記(5)ウに該当する場合は、設計変更しない。

8. リサイクル計画及び実態の確認

建設事業の初期の段階から実施の各段階においてリサイクル計画を検討・チェックすることにより、リサイクル原則化ルールの徹底を図る。

- (1) 設計業務（概略設計、予備設計（営繕工事は基本設計）、詳細設計（同実施設計））
委託の実施時点
- ア 設計者（設計業務の受注者）が業務成果として、「リサイクル計画書」（別添1又は別添2）を作成する。
- (2) 設計・積算（変更含む）の実施時点（設計金額1,000千円以上を対象とする）
- ア 当該工事担当者が「リサイクル計画書」（別添3）を作成し設計書に添付し決裁を受ける。
 - イ 「リサイクル計画書」（別添3）の建設資材利用計画（土砂、碎石、アスファルト混合物）において、再生資材を利用できないと計画された場合に、「リサイクル阻害要因説明書」（別添4）を作成し、「リサイクル計画書」（別添3）と併せて設計書に添付し決裁を受ける。
- (3) 工事契約前
- ア 発注者は、建設リサイクル法の対象建設工事について、法第12条に基づき落札者（受注者となろうとする業者）が作成した書面（様式2及び様式2に示す添付資料）により説明を受け、落札者の提示した分別解体等の方法について適切であることを確認する。
- (4) 契約時
- ア 発注者は、建設リサイクル法の対象建設工事について、千葉県建設工事請負契約約款第64条の規定に基づく書面請負契約書への記載事項の内容が適切であることを確認する。
- (5) 工事着手前
- ア 発注者は、建設発生土及び建設廃棄物の処理については、「建設副産物処理承認申請書」（副処：様式-1）の提出を受注者に指示し、処理計画を確認する。
 - イ 受注者が建設廃棄物の処理を委託する場合は、排出事業者（元請業者）が運搬と処理についてそれぞれの許可業者と各々「建設廃棄物処理委託契約書」により委託契約する。
 - ウ 請負金額が1,000千円以上の工事を請け負った元請業者は、建設資材の利用、建設副産物の発生・排出の量の大小及び有無にかかわらず、「再生資源利用計画書」・「再生資源利用促進計画書」を作成し、紙媒体で施工計画書に添付し発注者に提出する。災害応急等の緊急を要する工事等の場合、設計金額にかかわらず様式の作成は省略することができる。
 - エ 発注者は、建設リサイクル法の対象建設工事について法第11条に基づき、工事の着手前にあらかじめ通知書（様式3）を当該機関（別添）に提出する。

(6) 工事施工段階

ア 工事施工段階において、建設資材利用計画（土砂，碎石，アスファルト混合物）に変更が生じ、新たに再生資材を利用できないと判断された場合は、当該工事担当者が「リサイクル阻害要因説明書」（別添4）を作成し、変更設計書に添付し、決裁を受ける。

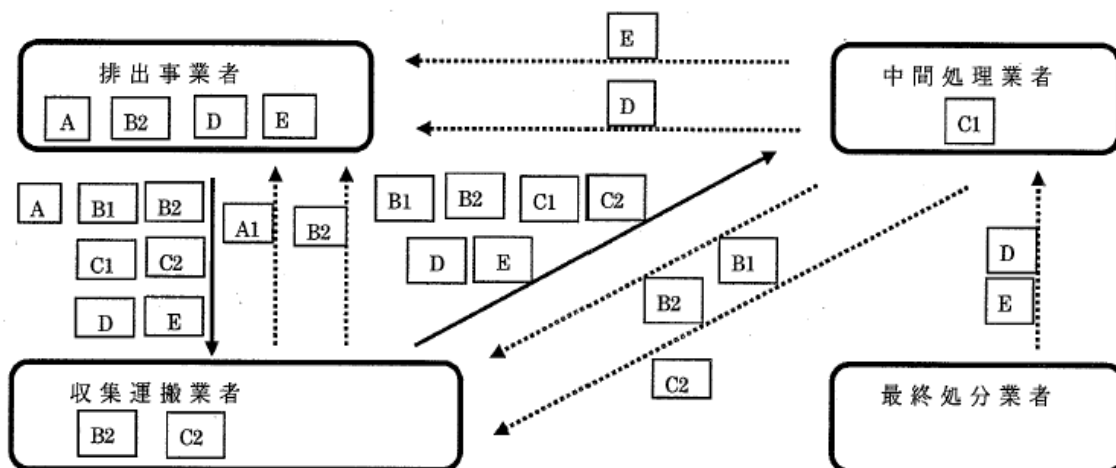
(7) 工事完了時点

ア 発注者は、建設発生土及び建設廃棄物の実態を把握するため、「建設副産物処理調書」（副処：様式一2）の提出を受注者へ指示するとともに、処理が完了したことが分かる資料（取引証明書、受入伝票等）の提出を求め、適正に処理されていることを確認する。

イ 産業廃棄物管理票制度は、建設廃棄物の処理にあたり、排出事業者（元請業者）が他人に委託した廃棄物の流れを管理するもので、適切な処理の実施状況を常に確認するためのものである。

産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、適宜、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を提示させて、適正に処理されていることを確認する。

マニフェストの流れ（例）



ウ 請負金額が1,000千円以上の工事を請け負った元請業者は、建設資材の利用、建設副産物の発生・排出の量の大小及び有無にかかわらず、「再生資源利用実施書」・「再生資源利用促進実施書」を作成し、発注者に提出する。

エ 建設リサイクル法の対象工事については、法第18条に基づき、元請業者は再資源化等報告書（様式1）を作成し、発注者へ報告するものとする。

建設発生土管理基準

第1章 総 則

1 目 的

この基準は、「千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」（平成10年1月1日施行。以下「条例」という。）の趣旨を尊重し、公共工事において発生する建設発生土の埋立て又は公共工事への土砂の搬入の用に供するに際しての管理方法等を定め、建設発生土の適正な利用の推進を図ることを目的とする。

2 用語の定義

この基準における用語の意義は次のとおりとする。

(1) 公共工事

千葉市が事業主体となって施行する工事をいう。

(2) 建設発生土

建設工事に伴い発生する土砂等をいう。

(3) 土砂等の埋立て等

土砂等（土砂及びこれに混入、又は吸着した物をいう。）による土地の埋立て、盛土その他の土地への土砂等のたい積を行う行為をいう。（土地への埋立て等であり、公有水面への埋立ては除外する。

(4) 特定事業区域

同一事業区域以外の場所から発生、又は採取された土砂等による土砂等の埋立て等を行う事業であって、土砂等の埋立て等に供する区域の面積が300平方メートル以上である区域をいう。

(5) 同一事業区域

宅地造成その他事業の工程の一部において土砂等の埋立て等が行われる場合であって、当該事業を行う区域から発生、又は採取された土砂等を当該事業のために使用するものであるときにあつては、当該事業を行う区域をいう。

(6) 工事間利用等

建設発生土を利用する次のものをいう。

① 他の公共工事での利用

② 公共工事で利用するために一時的な仮置場やストックヤード等へのたい積

③ 再利用のための土質改良プラントへのたい積

④ 公共工事で行う民有地等への埋立て

(7) 土砂等の安全基準

別表第1に定める「埋立て等に使用される土砂等の安全基準」をいう。

3 管理基準の適用範囲

この基準は、次のものに適用する。

(1) 公共工事に係る工事間利用等又は埋立て等を行う建設発生土の管理

(2) 公共工事以外から公共工事へ搬入される土砂等の管理

4 発注者の責務

公共工事の発注者は、次の事項についてその責務を負うものとする。

- (1) 建設発生土の利用にあたり、土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するために必要な措置を講ずる。
- (2) 受注者に対し条例及び本基準の趣旨を周知徹底させ、建設発生土の適正な管理を指導する。
- (3) 建設発生土の管理状況に関する書類は、「建設発生土の管理調書(搬出用) (土管：様式-2-1)」、「建設発生土の管理調書(搬入用) (土管：様式-2-2)」に内容を記載のうえ、所属長の承認を得て、関係書類とともに工事完了の日から3年間保存する。

第2章 安全基準

1 土砂等の安全基準等

(1) 土砂等の安全基準

- ① 建設発生土の工事間利用等又は埋立て等を行う場合、或いは公共工事以外から搬入する土砂等により埋立て等を行う場合は、当該建設発生土等が別表第1に定める「埋立て等に使用される土砂等の安全基準」に適合しなければならない。
- ② 別表第1の備考5を適用しようとするときは、環境局環境管理部産業廃棄物指導課と協議すること。

(2) 不適正な建設発生土による埋立て等の禁止

土砂等の安全基準に適合しない建設発生土等は、他の場所への搬出や工事間利用等を行ってはならない。

(3) 特定事業区域の表土の安全確認

特定事業区域の表土が安全基準に適合しない場合は、土砂等の搬入を行ってはならない。

(4) 安全基準の適否の確認

安全基準の適否の確認は、「汚染要因に関する調査票(土管：様式-1)」及び、第2章第4項に定める「地質分析」により行わなければならない。

2 汚染要因の確認調査及び地質分析の実施

地質分析及び確認調査は次により行うものとする。

- (1) 5,000立方メートル以上の建設発生土を搬出する事業にあつては、年次計画にかかわらず搬出量が5,000立方メートルにつき1点の割合で、第2章第4項に定める「地質分析」を行うものとする。
- (2) 5,000立方メートル未満の建設発生土の搬出については、「汚染要因に関する調査票(土管：様式-1)」により確認調査を行い、汚染された恐れがあると判断された場合は、第2章第4項に定める「地質分析」を行うものとする。

3 汚染要因

次に掲げる汚染要因に該当する土地から生ずる建設発生土は、汚染された恐れがあると判定されるものであり、地質分析を行うものとする。

したがって、この要因に該当しないものは、土砂等の安全基準に適合しているものとし、事前に市長の承認を受けたものとして取り扱う。なお、調査の結果は「汚染要因に関する調査票（土管：様式-1）」にとりまとめるものとする。

- (1) 工場・事業場用地又は工場・事業場として使用された土地及び跡地（特に留意する業種は資料-1のとおり）
- (2) 上流に工場・事業場排水を有する河川等及び湖沼
- (3) 汚染された土砂等で盛土、埋立て等を実施した地域
- (4) 震災等による壊滅的被害を受けた地域
- (5) 薬品により土壌改良等の処理をした地域
- (6) 地表部に工場、廃棄物処理場等を有するトンネル部等
- (7) 自然的原因で安全基準を超えている可能性がある地域・地層
- (8) その他、臭気のある土壌その他、土壌、水質に異変が認められる地域

4 地質分析

- (1) 試料の採取は別表第2に定める「試料の採取方法」により行うものとする。
- (2) 地質分析は別表第1に定める「埋立て等に使用される土砂等の安全基準」の項目、基準値、測定方法により行うものとする。
- (3) 分析は、計量法第122条第1項の規定に基づいて登録された計量士のうち、濃度に係る計量士の属する機関により行うものとし、地質分析（濃度）結果証明書は「土：様式-3」によるものとする。

5 公共工事に建設発生土等を搬入する場合の扱い

- (1) 条例で定める特定事業区域に土砂等を搬入する場合
 - ① 事前に特定事業区域の表土を、「汚染要因に関する調査票（土管：様式-1）」により調査を行い、汚染された恐れがあると判断された場合は、第2章第4項に定める「地質分析」により安全基準の適否の確認を行うこと。
 - ② 特定事業区域の表土が安全基準に適合しない場合は、土砂等の搬入はできない。この場合、表土については、同一事業区域での利用又は置換え等、適正な処理が必要である。
- (2) 公共工事から建設発生土を搬入する場合
公共工事から土砂等を搬入する場合は、「汚染要因に関する調査票（土管：様式-1）」又は「地質分析（濃度）結果証明書（土管：様式-3）」の提出をもって搬入できる。
- (3) 公共工事以外から建設発生土等を搬入する場合
 - ① 法令等により許認可された土砂等を搬入する場合は、当該採取場が発行する土砂等売渡・譲渡証明書の提出をもって搬入できる。
 - ② 公共工事以外から土砂等を搬入する場合は、「地質分析（濃度）結果証明書（土管：様式-3）」を提出させ、安全基準に適合しているものは搬入できる。

- ③ 搬入された土砂等が安全基準に適合している旨を確認するため、盛土等が完了した時点で別表第2の2の方法で採取した土砂等について、第2章第4項に定める「地質分析」を行う。

6 民有地への処理

建設発生土を民有地への埋め立て等に用いる場合は、周辺環境を調査し、近隣の農地や集落への影響のない方法により行うものとする。

(1) 民有地所有者及び民間事業者が埋立て等を行う場合

公共工事の発注者は、民有地所有者及び民間事業者が埋立て等を行う場合の面積を調査し、条例にいう「特定事業」に該当する場合は、条例等により適切に処理しなければならない。

その結果、いずれにも該当しない場合は、民有地の所有者と協議して、築造或いは管理方法等について承諾書を取り交わしておくこと。

(2) 公共工事の発注者が所有者に代わって埋立て等を行う場合は、条例施行規則第5条に定める「構造上の基準」により行うこと。

なお、当該埋立て等に建設発生土を搬入する場合の扱いは、前項5と同様とする。

7 汚染された建設発生土の扱い

地質分析の結果、建設発生土が土砂等の安全基準に適合しない場合は、他の場所への搬出や工事間利用等を行ってはならない。

この場合においては、同一区域内での利用、管理型施設での利用及び製品化への対応などの適正処理を行うものとする。

8 その他

(1) この基準に定めのない事項については、建設局土木部技術管理課等と協議するものとする。

(2) 3,000平方メートル以上の土地の掘削その他土地の区画形質の変更（土地の切り盛り、掘削その他土地の造成、建築物その他の工作物の建設その他の行為に伴う土地の区画形質の変更）の伴う建設工事については、「土壤汚染対策法」及び「千葉市土壤汚染対策指導要綱」による届出※を工事着手の三十日前までに行うものとする。

なお届出に係る調査は、別に定める「千葉市土壤汚染調査・対策指針」（千葉市環境局環境保全部）により実施するものとする。

※届出先：環境局環境保全部環境規制課

○特記仕様書について

下記の特記仕様書（例）を参考に建設副産物に関する事項を特記仕様書等に明示する。

【建設副産物】

1. 共通事項

- 1) 「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を作成する場合は、「建設副産物情報交換システム（コブリス・プラス）」により作成し、施工計画書に含めて提出すること。施工計画書に含めて監督職員へ提出すること。
また、計画の実施状況（実績）については、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を同システムにより作成し提出すること。併せて、「コブリス・プラス登録済確認書」を同システムから出力し提出すること。
- 2) 建設副産物を処理する工事については、「建設副産物処理承認申請書」（副処：様式-1）を作成するとともに、搬出経路図、建設廃棄物処理委託契約書の写しを添付し、施工計画書に含めて監督職員へ提出すること。
- 3) 建設副産物の処理完了後、速やかに「建設副産物処理調書」（副処：様式-2）を作成するとともに、処理が完了したことが分かる資料（取引証明書、受入伝票等）を添付し、監督職員へ提出すること。
- 4) 受注者は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）により建設廃棄物の適正な処理を確認するとともに、監督職員から請求があった場合に、速やかに提示できるように常に整理しておくこと。

2. 建設発生土

1) 工事間流用の場合

本工事により発生する建設発生土のうち、下記に示す建設発生土については、工事間流用を図るものとし、下記指定地に搬出すること。

ア 搬出先（相手先工事名、場所等）	工事	市	町地先
イ 土質及び処理量	第	種建設発生土	m ³
ウ 搬出時期	年	月	～ 年 月

なお、搬出手続き等は監督職員の指示によること。

2) その他の場合

建設発生土(m³)は、 市 町地先、片道運搬距離 km の に搬出するものとする。

なお、詳細については監督職員の指示によるものとする。

3. 路盤廃材

本工事により発生する

路盤廃材 (t) は 市 町地先、片道運搬距離 km の に運搬し、処理するものとする。

4. 建設廃棄物

本工事により発生する

- 1) アスコン塊(t)は、 市 町地先、片道運搬距離 km
の に運搬し、処理するものとする。
- 2) コンクリート塊(t)は、 市 町地先、片道運搬距離 km
の に運搬し、処理するものとする。
- 3) 建設発生木材(t)は、 市 町地先、片道運搬距離 km
の に運搬し、処理するものとする。
- 4) 建設汚泥(t)は、 市 町地先、片道運搬距離
kmの に運搬し、処理するものとする。
- 5) 刈草・剪定枝等(t)は、 市 町地先、片道運搬距離 km
の に運搬し、処理するものとする。

5. 土質改良土

土質改良に用いる建設発生土(m³)は、 市 町地先、 改良土
プラントへ搬出するものとする。

なお、土質改良プラントにて安定処理された改良土の品質基準については、「埋戻し
に使用する材料の品質及び品質管理基準」(千葉市)によるものとする。

また、現場において安定処理された改良土の品質基準については、「土木工事施工管
理基準」(千葉市)によるものとする。

なお、運搬に先立ち受け入れ条件等を確認し、監督職員に報告するものとする。

工事発注後、事情により上記の指定処理により難しい場合は、監督職員と協議するもの
とする。

【建設リサイクル法】

1. 特定建設資材の分別解体等・再資源化等の適正な措置

1) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）。以下「建設リサイクル法」という。」に基づく対象建設工事であり、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

建設工事請負契約書「第 64 条 解体工事に要する費用等」については、契約締結時に発注者と受注者の間で確認される事項であり、原則、発注者が条件明示した方法により処理することとしている。ただし、それにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

2) 受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第 18 条に基づき、以下の事項を「再資源化等報告書」（様式 1）に記載し、監督職員に報告することとする。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等した施設名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

なお、書面に添付する「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」は「建設副産物情報交換システム（コブリス・プラス）」を用いて作成したものを使用するものとする。

2. 請け負おうとする建設業者からの事前説明に関する事項

1) 建設リサイクル法第 12 条で、対象建設工事を請け負おうとする建設業を営む者は、発注者に対し、対象建設工事の届出に関する事項を記載した「説明書」を提出し説明を行うこととする。

2) 書面の提出は、契約に先立って行うこととする。

3) 書面は施工計画書に添付するものとする。

【エコセメント】

千葉県型コンクリート二次製品、千葉市型コンクリート二次製品は普通エコセメント使用を原則とし、これによりがたい場合は監督職員と協議するものとする。

○別添及び様式等

・リサイクル計画書（概略設計・予備設計）（別添1）

別添1

リサイクル計画書（概略設計・予備設計）

業務成果として、設計業務の受注者が作成し報告書に添付

1. 事業（工事）概要

発注機関名	
事業（工事）名	
事業（工事）施工場所	
事業（工事）概要等	
事業（工事）着手予定時期	

2. 建設資材利用計画

建設資材	① 利用量	② 現場内利用可能量	③ 再生材利用可能量	④ 新材利用可能量	⑤ 再生資源利用率 (③+④)/①×100	備	考
土	地山m ³	地山m ³	地山m ³	地山m ³	%		
砕	トン	トン	トン	トン	%		
アスファルト混合物	トン	トン	トン	トン	%		
	トン	トン	トン	トン	%		

※ 最下段には、その他の再生資材を使用する場合に記入する。

3. 建設副産物搬出計画

建設副産物の種類	⑥ 発生量	⑦ 現場内利用可能量	⑧ 他工事への搬出可能量	⑨ 再資源化施設への搬出可能量	⑩ 最終処分量	⑪ 現場内利用率 (⑧/⑩)×100	備	考
建設発生土	地山m ³	地山m ³	地山m ³	地山m ³	地山m ³	%		
コンクリート塊	トン	トン	トン	トン	トン	%		
アスファルト・コンクリート塊	トン	トン	トン	トン	トン	%		
建設汚泥	トン	トン	トン	トン	トン	%		
取りこわし建物	件							

※ 地図、航空写真、踏査等から検討する。

※ 利用可能量等は、現時点で算出可能なものとする。

※ 建設副産物の搬出計画について、基本的には全量を再利用することを原則として計画する。

リサイクル計画書（詳細設計）

・リサイクル計画書（詳細設計）（別添2）

業務成果として、設計業務の受注者が作成し報告書に添付

1. 設計概要

発注機関名	
委託名	
履行場所	
設計概要等	
工事着手予定時期	

2. 建設資材利用計画

建設資材	① 利用量	② 現場内利用可能量	③ 再生材利用可能量	④ 再生材利用可能量	⑤ 再生資源利用率 (②+③)/①×100	備	考
土	地山m3	地山m3	地山m3	地山m3	%		
砕石	トン	トン	トン	トン	%		
アスファルト混合物	トン	トン	トン	トン	%		

※ 最下段には、その他の再生資材を使用する場合に記入する。

3. 建設副産物搬出計画

指定副産物の種類	④ 発生量	⑦ 現場内利用可能量	⑧ 他工事への搬出可能量	⑨ 再資源化施設への搬出可能量	⑩ 最終処分量	⑪ 現場内利用率 (⑦/⑩)×100	備	考
建設 第1種 建設発生土	地山m3	地山m3	地山m3	地山m3	地山m3	%		
建設 第2種 建設発生土	地山m3	地山m3	地山m3	地山m3	地山m3	%		
建設 第3種 建設発生土	地山m3	地山m3	地山m3	地山m3	地山m3	%		
建設 第4種 建設発生土	地山m3	地山m3	地山m3	地山m3	地山m3	%		
建設 泥土（浚渫土）	地山m3	地山m3	地山m3	地山m3	地山m3	%		
建設 合計	地山m3	地山m3	地山m3	地山m3	地山m3	%		
コンクリート塊	トン	トン	トン	トン	トン	%		
アスファルト・コンクリート塊	トン	トン	トン	トン	トン	%		
建設発生木材	トン	トン	トン	トン	トン	%		
建設 汚泥	トン	トン	トン	トン	トン	%		

※ 建設発生土の区分（既存資料から判断するものとする）

① 第1種建設発生土；砂、礫及びこれらに準ずるもの。

② 第2種建設発生土；砂質土、礫質土及びこれらに準ずるもの。

③ 第3種建設発生土；通常の施工性が確保される粘性土及びこれらに準ずるもの。

※ 建設発生木材の中には、仕舞除根材及び剪定材を含む。

※ 利用・搬出可能量は、現時点で算出可能なものを記載する。

※ 建設副産物の搬出計画について、基本的には全量を再利用することを原則として計画する。

④ 第4種建設発生土；粘性土及びこれらに準ずるもの。（第3種建設発生土を除く）

⑤ 泥土（浚渫土）；浚渫土のうち概ねqc2以下のもの。

工事担当者が作成し、設計書に添付

リサイクル計画書（積算段階）

1. 事業（工事）概要

発注機関名	
工事名	
施工場所	
工事概要等	
工期（予定）	

2. 建設資材利用計画

建設資材	①利用量	②現場内利用量	③再生材利用量	④新材利用量	⑤再生資源利用率 (②+③)/①×100	備考
土	地山m3	地山m3	地山m3	地山m3	%	
砂	トン	トン	トン	トン	%	
石	トン	トン	トン	トン	%	
アスファルト混合物	トン	トン	トン	トン	%	

※ 最下段には、その他の再生資材を使用する場合に記入する。

3. 建設副産物搬出計画

指定副産物の種類	⑤発生量	⑦現場内利用量 (減量化量)	⑧他工事への搬出量	⑨再資源化施設への搬出量	⑩ストックヤードへの搬出量	⑪建設発生土受入施設への搬出量	⑬現場内利用率 ⑦/⑥×100	⑭有効利用率 (⑦+⑧+⑨+⑩+⑪)/⑥×100	備考
第1種建設発生土	地山m3	地山m3	地山m3	地山m3	地山m3	地山m3	%	%	
第2種建設発生土	地山m3	地山m3	地山m3	地山m3	地山m3	地山m3	%	%	
第3種建設発生土	地山m3	地山m3	地山m3	地山m3	地山m3	地山m3	%	%	
第4種建設発生土	地山m3	地山m3	地山m3	地山m3	地山m3	地山m3	%	%	
発生土 泥土（浚渫土）	地山m3	地山m3	地山m3	地山m3	地山m3	地山m3	%	%	
コンクリート塊	トン	トン	トン	トン	トン	トン	%	%	
アスファルト・コンクリート塊	トン	トン	トン	トン	トン	トン	%	%	
建設汚泥	トン	トン	トン	トン	トン	トン	%	%	
建設発生木材	トン	トン	トン	トン	トン	トン	%	%	

※ 建設発生土の区分（既存資料から判断するものとする）

①第1種建設発生土；砂、礫及びこれらに準ずるもの。

②第2種建設発生土；砂質土、礫質土及びこれらに準ずるもの。

③第3種建設発生土；通常の施工性が確保される粘性土及びこれらに準ずるもの。

④第4種建設発生土；通常の施工性が確保される粘性土及びこれらに準ずるもの。

※ 建設発生木材の中には、伐開除根材及び動産材を含む。

※ 建設汚泥、建設発生木材の「⑦現場内利用」の欄には、上段に現場内利用、下段に現場内での減量化量を記入する。

※ 「⑩ストックヤードへの搬出量」には、他工事に再利用されることが予定される場合のみ記入する。

※ 「他工事」には、他機関の公共工事や民間工事も含む。

④第4種建設発生土；粘性土及びこれらに準ずるもの。

⑤泥土（浚渫土）；浚渫土のうち概ねqc2以下のもの。

再生資材を利用できない場合に作成し、設計書に添付

リサイクル阻害要因説明書

発注機関名		工事名	
施工場所		工期	
工事概要			

I. 建設資材利用計画（土砂，碎石，アスファルト混合物）

分類	規 格	主な利用用途	利用量(A)	再生資材を利用できない理由
土砂			(m3)	
			(m3)	
	合計		(トン)	
碎石			(トン)	
			(トン)	
	合計		(トン)	
アスファルト混合物			(トン)	
			(トン)	
	合計		(トン)	

※該当種類が多い場合は適宜行を増やして作成すること。

・建設副産物処理承認申請書（副処：様式－1）

副処：様式－1

建設副産物処理承認申請書

年 月 日

工事名 _____ 工期 年 月 日～ 年 月 日 受注者名 _____ 住 所 _____
 工事場所 _____ 処理期間 年 月 日～ 年 月 日 現場代理人名 _____ 電話番号 _____

建設副産物	建設発生土 (m ³)	路盤廃材 (m ³)	アスファルト・コンクリート塊 (ト)	コンクリート塊 (ト)	建設汚泥 (ト)	土質改良に用いる建設発生土 (m ³)
処理場所 所在地 電話番号						
地 目		—	—	—	—	—
面積 * 高さ	m ² * m	—	—	—	—	m ² * m
処理業の許可番号	—					
許可期限	—					
農地転用等 許可番号		—	—	—		
処理数量						
運搬距離 (km)						
運搬業者 下請業者名 同電話番号 収集運搬 許可番号	元請 下請	元請 下請	元請 下請	元請 下請		

- (注) 1. 工事現場と処理地の関係がわかる図面と添付すること。(A 4)
 2. 「建設廃棄物処理委託契約書」の写しを添付すること。
 3. この申請書は1部提出すること。

・建設副産物処理調書（副処：様式－２）

副処：様式－２

建設副産物処理調書

年 月 日

工事名 _____ 工期 年 月 日～ 年 月 日 受注者名 _____ 住 所 _____
 工事場所 _____ 処理期間 年 月 日～ 年 月 日 現場代理人名 _____ 電話番号 _____

建設副産物	建設発生土 (m ³)		路盤廃材 (m ³)		アスファルト・コンクリート塊 (ト)		コンクリート塊 (ト)		建設汚泥 (ト)		土質改良に用いる建設発生土 (m ³)	
	数量	累計	数量	累計	数量	累計	数量	累計	数量	累計	数量	累計
処理場所	km		km		km		km		km		km	
運搬距離	km		km		km		km		km		km	
年 月	数量	累計	数量	累計	数量	累計	数量	累計	数量	累計	数量	累計
合 計												

(注) 1. この調書は1部提出すること。

(18系関係様式)

再資源化等報告書

令和 年 月 日

(発注者)

_____ 様

氏名 _____

(郵便番号 _____)

住所 _____

電話番号 _____

※(氏名)は法人にあっては番号又は名称及び代表者の氏名

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第18条1項の規定により、下記のとおり、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したことを報告します。

記

1. 工事の名称 _____
2. 工事の場所 _____
3. 再資源化等が完了した年月日 令和 年 月 日
4. 再資源化等をした施設の名称及び所在地
(書ききれない場合は別紙に記載)

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

5. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用 _____ 万円(税込み)

(参考資料を添付する場合の添付資料)

- 再生資源利用実施書(必要事項を記載したもの)様式1
- 再生資源利用促進実施書(必要事項を記載したもの)様式2

・説明書（様式2）

(12条関係様式)

法第12条第1項に基づく書面

令和 年 月 日

(発注者)

_____ 様

(郵便番号 _____)

住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条第1項の規定により、対象建設工
事の届出に係る事項について、次のとおり説明します。

1. 工事の名称

2. 工事の場所

3. 説明内容 添付資料のとおり

4. 添付資料

①別表（別表1～3のいずれかに必要事項を記載したもの）

別表1（建築物に係る解体工事）

別表2（建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替））

別表3（建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等））

②工程の概要を示す資料

工程表

・別表1（建築物に係る解体工事）

[別記様式第一号]

(A4)

別表1

建築物に係る解体工事

分別解体等の計画等

建築物の構造		<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> コンクリートブロック造 <input type="checkbox"/> その他()				
建築物に関する調査の結果	建築物の状況	築年数__年、棟数__棟 その他()				
	周辺状況	周辺にある施設 <input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 商業施設 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> その他() 敷地境界との最短距離 約__m その他()				
建築物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容	建築物に関する調査の結果		工事着手前に実施する措置の内容			
	作業場所		作業場所 <input type="checkbox"/> 十分 <input type="checkbox"/> 不十分 その他()			
	搬出経路		障害物 <input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 無 前面道路の幅員 約__m 通学路 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 その他()			
	残存物品		<input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 無			
	特定建設資材への付着物		<input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 無			
	他法令関係	石綿 (大気汚染防止法・安全衛生法石綿則)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	特定建設資材への付着 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 飛散性石綿(吹付け石綿、石綿含有吹付けロックウール等) <input type="checkbox"/> 非飛散性石綿(石綿含有ビニール床タイル等)	<input type="checkbox"/> 飛散性石綿に関する諸官庁届出(大防法、労安衛法・石綿予防規則) <input type="checkbox"/> 飛散性石綿の適正処理の実施 <input type="checkbox"/> 非飛散性石綿の適正処理の実施
					<input type="checkbox"/> 飛散性石綿【吹付け】(鉄骨等の特定建設資材以外のものに吹付けられた石綿) <input type="checkbox"/> 飛散性石綿【吹付けではない】(石綿を含有する断熱材、保温材、耐火被覆材等) <input type="checkbox"/> 非飛散性石綿(石綿含有スレート板等)	<input type="checkbox"/> 飛散性石綿に関する諸官庁届出(大防法、労安衛法・石綿予防規則) <input type="checkbox"/> 飛散性石綿の適正処理の実施 <input type="checkbox"/> 非飛散性石綿の適正処理の実施
		フロン(フロン排出抑制法)	<input type="checkbox"/> 有(業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器のうちフロン類が使われているもの) <input type="checkbox"/> 無			
	その他	<input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 無				
工程ごとの作業内容及び解体方法	工程		作業内容		分別解体等の方法	
	①建築設備・内装材等		建築設備・内装材等の取り外し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()	
	②屋根ふき材		屋根ふき材の取り外し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()	
	③外装材・上部構造部分		外装材・上部構造部分の取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	
	④基礎・基礎ぐい		基礎・基礎ぐいの取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	
	⑤その他()		その他の取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	
工事の工程の順序			<input type="checkbox"/> 上の工程における①→②→③→④の順序 <input type="checkbox"/> その他() その他の場合の理由()			
<input type="checkbox"/> 内装材に木材が含まれる場合			①の工程における木材の分別に支障となる建設資材の事前の取り外し <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 不可の場合の理由()			
建築物に用いられた建設資材の量の見込み			トン			
廃棄物発生見込み	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み及びその発生が見込まれる建築物の部分		種類	量の見込み	発生が見込まれる部分(注)	
			<input type="checkbox"/> コンクリート塊	トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤	
			<input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート塊	トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤	
			<input type="checkbox"/> 建設発生木材	トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤	
(注) ①建築設備・内装材等 ②屋根ふき材 ③外装材・上部構造部分 ④基礎・基礎ぐい ⑤その他						
備考 建設発生木材 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有(契約書の写し等) <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無						

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

・別表2（建築物に係る新築工事〔新築・増築・修繕・模様替〕

[別記様式第一号]
別表2

(A4)

建築物に係る新築工事等(新築・増築・修繕・模様替)

分別解体等の計画等

使用する特定建設資材の種類		<input type="checkbox"/> コンクリート <input type="checkbox"/> コンクリート及び鉄から成る建設資材 <input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート <input type="checkbox"/> 木材				
建築物に関する調査の結果	建築物の状況	築年数__年、棟数__棟 その他()				
	周辺状況	周辺にある施設 <input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 商業施設 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> その他() 敷地境界との最短距離 約__m その他()				
建築物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容	建築物に関する調査の結果			工事着手前に実施する措置の内容		
	作業場所	作業場所 <input type="checkbox"/> 十分 <input type="checkbox"/> 不十分 その他()				
	搬出経路	障害物 <input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 無 前面道路の幅員 約__m 通学路 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 その他()				
	特定建設資材への付着物(修繕・模様替工事のみ)	<input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 無				
	他法令関係(修繕・模様替工事のみ)	石綿(大気汚染防止法・安全衛生法石綿則)	特定建設資材への付着	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 飛散性石綿(吹付け石綿、石綿含有吹付けロックワール等) <input type="checkbox"/> 非飛散性石綿(石綿含有ビニール床タイル等)	<input type="checkbox"/> 飛散性石綿に関する諸官庁届出(大防法、労安衛法・石綿予防規則) <input type="checkbox"/> 飛散性石綿の適正処理の実施 <input type="checkbox"/> 非飛散性石綿の適正処理の実施
				<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 飛散性石綿【吹付け】(鉄骨等の特定建設資材以外のものに吹付けられた石綿) <input type="checkbox"/> 飛散性石綿【吹付けではない】(石綿を含有する断熱材、保温材、耐火被覆材等) <input type="checkbox"/> 非飛散性石綿(石綿含有スレート板等)	<input type="checkbox"/> 飛散性石綿に関する諸官庁届出(大防法、労安衛法・石綿予防規則) <input type="checkbox"/> 飛散性石綿の適正処理の実施 <input type="checkbox"/> 非飛散性石綿の適正処理の実施
		フロン(フロン排出抑制法)	<input type="checkbox"/> 有(業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器のうちフロン類が使われているもの) <input type="checkbox"/> 無			
その他	<input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 無					
工程ごとの作業内容	工程		作業内容			
	①造成等	造成等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
	④屋根	屋根の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
	⑥その他()	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み並びに特定建設資材が使用される建築物の部分及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる建築物の部分	種類	量の見込み	使用する部分又は発生が見込まれる部分(注)		
		<input type="checkbox"/> コンクリート塊		トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥	
		<input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート塊		トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥	
		<input type="checkbox"/> 建設発生木材		トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥	
(注) ①造成等 ②基礎 ③上部構造部分・外装 ④屋根 ⑤建築設備・内装等 ⑥その他						
備考 建設発生木材 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有(契約書の写し等 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無)						

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

・別表3（建築物以外に係る解体工事又は新築工事等〔土木工事等〕）

[別記様式第一号]
別表3

(A4)

建築物以外のものである解体工事又は新築工事等(土木工事等)

分別解体等の計画等

工作物の構造(解体工事のみ)		□鉄筋コンクリート造 □その他()				
工事の種類		□新築工事 □維持・修繕工事 □解体工事 □電気 □水道 □ガス □下水道 □鉄道 □電話 □その他()				
使用する特定建設資材の種類 (新築・維持・修繕工事のみ)		□コンクリート □コンクリート及び鉄から成る建設資材 □アスファルト・コンクリート □木材				
工作物に関する調査の結果	工作物の状況	築年数 年 その他()				
	周辺状況	周辺にある施設 □住宅 □商業施設 □学校 □病院 □その他() 敷地境界との最短距離 約 m その他()				
工作物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容	工作物に関する調査の結果			工事着手前に実施する措置の内容		
	作業場所	作業場所 □十分 □不十分 その他()				
	搬出経路	障害物 □有() □無 前面道路の幅員 約 m 通学路 □有 □無 その他()				
	特定建設資材への付着物 (解体・維持・修繕工事のみ)	□有() □無				
	他法令関係(解体・維持・修繕工事のみ)	石綿 (大気汚染防止法・安全衛生法 石綿則)	□有	特定建設資材への付着	□有 □無	<input type="checkbox"/> 飛散性石綿(吹付け石綿、石綿含有吹付けロックウール等) <input type="checkbox"/> 非飛散性石綿(石綿含有ビニール床タイル等) <input type="checkbox"/> 飛散性石綿【吹付け】(鉄骨等の特定建設資材以外のもので吹付けられた石綿) <input type="checkbox"/> 飛散性石綿【吹付けではない】(石綿を含有する断熱材、保温材、耐火被覆材等) <input type="checkbox"/> 非飛散性石綿(石綿含有スレート板等)
	その他	□有() □無			<input type="checkbox"/> 飛散性石綿に関する諸官庁届出(大防法、労安衛法・石綿予防規則) <input type="checkbox"/> 飛散性石綿の適正処理の実施 <input type="checkbox"/> 非飛散性石綿の適正処理の実施 <input type="checkbox"/> 飛散性石綿に関する諸官庁届出(大防法、労安衛法・石綿予防規則) <input type="checkbox"/> 飛散性石綿の適正処理の実施 <input type="checkbox"/> 非飛散性石綿の適正処理の実施	
工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容		分別解体等の方法(解体工事のみ)		
	①仮設	仮設工事 □有 □無		□手作業 □手作業・機械作業の併用		
	②土工	土工事 □有 □無		□手作業 □手作業・機械作業の併用		
	③基礎	基礎工事 □有 □無		□手作業 □手作業・機械作業の併用		
	④本体構造	本体構造の工事 □有 □無		□手作業 □手作業・機械作業の併用		
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 □無		□手作業 □手作業・機械作業の併用		
	⑥その他()	その他の工事 □有 □無		□手作業 □手作業・機械作業の併用		
工事の工程の順序(解体工事のみ)		□上の工程における⑤→④→③の順序 □その他() その他の場合の理由()				
工作物に用いられた建設資材の量の見込み(解体工事のみ)		トン				
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み(全工事)並びに特定建設資材が使用される工作物の部分(新築・維持・修繕工事のみ)及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる工作物の部分(維持・修繕・解体工事のみ)		種類	量の見込み	使用する部分又は発生が見込まれる部分(注)	
			□コンクリート塊	トン	□① □② □③ □④ □⑤ □⑥	
			□アスファルト・コンクリート塊	トン	□① □② □③ □④ □⑤ □⑥	
			□建設発生木材	トン	□① □② □③ □④ □⑤ □⑥	
(注) ①仮設 ②土工 ③基礎 ④本体構造 ⑤本体付属品 ⑥その他						
備考 建設発生木材 □無 □有(契約書の写し等 □有 □無)						

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

- ・法律第13条の規定に基づく書面（様式4）

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第13条の規定に基づく書面

年 月 日

（発注者）

千葉市長 様

住 所

氏 名

（郵便番号 - ）電話番号 - -

解体工事に要する費用等について別紙のとおり提出します。

1. 工 事 名

2. 工事場所

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 13 条に基づく書面
(建築物に係る解体工事の場合)

1 分別解体等の方法

工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	①建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ()
	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ()
	③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤その他 ()	その他の取り壊し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

2 解体工事に要する費用 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)

3 再資源化等をするための施設の名称及び所在地 別紙のとおり

4 再資源化等に要する費用 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第13条に基づく書面
 (建築物に係る新築工事等(新築・増築・修繕・模様替)の場合)

1 分別解体等の方法

工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	①造成等	造成等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④屋根	屋根の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥その他()	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

2 解体工事に要する費用

なし

3 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

別紙のとおり

4 再資源化等に要する費用

円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額

円)

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第13条に基づく書面
(建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)の場合)

1 分別解体等の方法

工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他()	その他の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

2 解体工事に要する費用 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
(注) 解体工事の場合のみに記載する。

3 再資源化等をするための施設の名称及び所在地 別紙のとおり

4 再資源化等に要する費用 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)

・土管：別表第1（埋立て等に使用される土砂等の安全基準）

土管：別表第1

埋立て等に使用される土砂等の安全基準

項目	基準値	測定方法
カドミウム	検液1%につき0.003mg以下	日本産業規格K0102の55.2,55.3または55.4に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	日本産業規格K0102の38に定める方法(日本産業規格K0102の38.1.1及び38の備考11に定める方法を除く。)又は、昭和46年環境庁告示第59号付表1に掲げる方法
有機燐	検液中に検出されないこと。	昭和49年環境庁告示第64号付表1に掲げる方法又は日本産業規格K0102の31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあっては、昭和49年環境庁告示第64号付表2に掲げる方法)
鉛	検液1%につき0.01mg以下	日本産業規格K0102の54に定める方法
六価クロム	検液1%につき0.05mg以下	日本産業規格K0102の65.2(日本産業規格K0102の65.2.7を除く。)に定める方法
砒素	検液1%につき0.01mg以下、かつ、埋立て等の用に供する場所の土地利用目的が農用地(田に限る。)である場合にあつては、試料1kgにつき15mg未満	検液中濃度に係るものにあつては、日本産業規格K0102の61に定める方法。農用地に係るものにあつては、農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る砒素の量の検定の方法を定める省令(昭和50年総理府令第31号)第1条第3項及び第2条に規定する方法
総水銀	検液1%につき0.0005mg以下	昭和46年環境庁告示第59号付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和46年環境庁告示第59号付表3及び昭和49年環境庁告示第64号付表3に掲げる方法
P C B	検液中に検出されないこと。	昭和46年環境庁告示第59号付表4に掲げる方法
銅	埋立て等の用に供する場所の土地利用目的が農用地(田に限る。)である場合にあつては、試料1kgにつき125mg未満	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定の方法を定める省令(昭和47年総理府令第66号)第1条第3項及び第2条に規定する方法
ジクロロメタン	検液1%につき0.02mg以下	日本産業規格K0125の5.1,5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	検液1%につき0.002mg以下	日本産業規格K0125の5.1,5.2,5.3.1,5.4.1又は5.5に定める方法
クロロエチレン(別名 塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液1%につき0.002mg以下	平成9年環境庁告示第10号付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	検液1%につき0.004mg以下	日本産業規格K0125の5.1,5.2,5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	検液1%につき0.1mg以下	日本産業規格K0125の5.1,5.2又は5.3.2に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	検液1%につき0.04mg以下	シス体 日本産業規格K0125の5.1,5.2,5.3.2に定める方法 トランス体 日本産業規格K0125の5.1,5.2,5.3.1に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	検液1%につき1mg以下	日本産業規格K0125の5.1,5.2,5.3.1,5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	検液1%につき0.006mg以下	日本産業規格K0125の5.1,5.2,5.3.1,5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	検液1%につき0.01mg以下	日本産業規格K0125の5.1,5.2,5.3.1,5.4.1又は5.5に定める方法

項 目	基 準 値	測 定 方 法
テトラクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.01 mg以下	日本産業規格 K0125 の 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	検液 1 リットルにつき 0.002 mg以下	日本産業規格 K0125 の 5.1, 5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チウラム	検液 1 リットルにつき 0.006 mg以下	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 5 に掲げる方法
シマジン	検液 1 リットルにつき 0.003 mg以下	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	検液 1 リットルにつき 0.02mg 以下	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	検液 1 リットルにつき 0.01mg 以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セ レ ン	検液 1 リットルにつき 0.01mg 以下	日本産業規格 K0102 の 67.2, 67.3 又は 67.4 に定める方法
ふ っ 素	検液 1 リットルにつき 0.8 mg以下	日本産業規格 K0102 の 34.1 (日本産業規格 K0102 の 34 の備考 1 を除く。) 若しくは 34.4 に定める方法又は日本産業規格 K0102 の 34.1.1c) に定める方法及び昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 7 に掲げる方法
ほ う 素	検液 1 リットルにつき 1 mg 以下	日本産業規格 K0102 の 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法
1,4-ジオキサソ	検液 1 リットルにつき 0.05 mg以下	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 8 に掲げる方法

備 考

1. 基準値の欄中検液中濃度に係るものにあつては、土壤の汚染に係る環境基準について付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定するものとする。この場合において、同表中「土壤」とあるのは、「土砂等」と読み替えるものとする。
2. 基準値の欄中「検液中に検出されないこと。」とは、土壤の汚染に係る環境基準について別表測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3. 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。
4. 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。
5. 市長が定める区域内において土砂等の埋立て等が行われる場合であつて、市長が適当と認めるときの砒素、ふっ素及びほう素（これらが事業活動その他の人の行動に伴って生じた土壤の汚染に係るものである場合を除く。）に係る基準値の欄中検液中濃度に係る値は、それぞれ検液 1 リットルにつき 0.03 ミリグラム、2.4 ミリグラム及び 3 ミリグラムとする。

・土管：別表第2（資料の採取方法）

土管：別表第2

試料の採取方法

1. 搬出する土砂等の採取方法

イ 検査のための試料は、埋立て等に使用しようとする土砂等の採取場所ごとに、当該土砂等の量がおおむね5,000m³につき1点の割合で採取すること。

ただし、採取場ごとに1試料は採取するものとする。

ロ 検査のための試料は埋立て等に使用される土砂等の土質ごとに採取した土砂等を混合して1試料とする。

2. 特定事業区域（300 m²以上の事業区域）に土砂等を搬入する場合の表土の採取及び搬入された土砂等の採取方法

イ 地質分析のための試料とする表土の採取は、下表の左欄に掲げる事業区域の面積に応じ、それぞれ右欄に掲げる数以上の区域に等分して行うこと。（搬入事前表土調査）

事業区域の面積	区域の区分数
1 ha 未満	2
1 ha 以上 2 ha 未満	3
2 ha 以上 3 ha 未満	4
3 ha 以上 4 ha 未満	5
4 ha 以上 5 ha 未満	6
5 ha 以上 6 ha 未満	7
6 ha 以上 7 ha 未満	8
7 ha 以上 8 ha 未満	9
8 ha 以上 9 ha 未満	10
9 ha 以上 10ha 未満	11
10ha 以上	12

ロ 搬入された土砂等が安全基準に適合している旨を確認するため、盛土が完了した場合の表土の採取は、事業区域を3,000 m²以内の区域に等分して行うこと。

ハ 検査のための試料とする土砂等の採取は、イ及びロにより区分された区域の中央地点及び当該中央地点を交点に直角に交わる二直線上の当該中央地点から5 mから10 mまでの4地点（当該地点がない場合にあつては、中央地点を交点に直角に交わる二直線上の当該中央地点と当該区域の境界との中間の4地点）の地表から15 cmまでの土壌について行うこと。

ニ ハにより採取する土砂等は、それぞれの採取地点において等量とし、採取後、イ及びロにより区分された区域ごとに混合し、それぞれの区域ごとに1試料とすること。

ただし、市長が承認した場合にあつては、3,000 m²の区域に区分された複数の区域から採取された土砂等を混合し1試料とすることができる。

・汚染要因に関する調査票（土管：様式－１）

土管：様式－１

汚 染 要 因 に 関 す る 調 査 票

適用範囲	① 5,000 立方メートル未満の建設発生土を搬出する事業 ② 特定事業区域に土砂等を搬入表土の事前調査を要する事業		
調査区分	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ②	※ 当該□欄にレを記入	
事業年度			
工事名			
工事箇所			
工期(予定)	年 月 ～ 年 月		
調査年月日	年 月 日	調査員	職氏名
	か ら		職氏名
	年 月 日		連絡先
安全基準の確認方法	土砂等の安全基準の適否の確認は、次の方法で行う。 ① 汚染要因確認調査を実施する。 ② 調査の結果、下表に掲げる土地等に該当することが判明した場合は、必要に応じて地質分析を実施する。		
汚染要因の確認調査			
土壌の性状	形状	色	におい
次に掲げる環境を有する土地は、地質調査が必要である。			
No	土地環境	No	土地環境
①	<input type="checkbox"/> 工場・事業場用地又は工場・事業場として使用された土地及び跡地	⑤	<input type="checkbox"/> 薬品により土壌改良等の処理をした地域
	業種分類		使用薬液
※ 市町村保管の土地課税台帳などを参考として調査する。		⑥	<input type="checkbox"/> 地表部に工場、産業廃棄物処理場等を有するトンネル部等
②	<input type="checkbox"/> 上流に工場・事業場排水を有する河川等及び湖沼	⑦	<input type="checkbox"/> 自然的原因で安全基準を超えている可能性がある地域・地層
	業種分類		⑧
③	<input type="checkbox"/> 汚染された土砂等で盛土、埋立て等を実施した地域	調査結果の記載方法 土地環境に該当する項目の□欄にレ印を記入及び業種分類欄には資料－１から選択記入	
④	<input type="checkbox"/> 震災等による壊滅的被害を受けた地域		
●[建設発生土管理基準第２章第３項の汚染要因より] 本表に掲げる土地等に該当しないものは、土砂等の安全基準に適合しているものとして事前に市長の承認を受けたものとして取り扱う。			
土砂等の安全基準の判断区分	① 汚染要因の確認調査結果から当該土地環境項目に該当しないため、安全基準に適合している。 ② 汚染の恐れを有するため地質検査により判断した結果、別添地質分析(濃度)結果証明書のとおり安全基準に適合する。		
当該工事箇所の土砂等は、上記の土砂等の安全基準の判定区分_____により安全基準に適合することを証明する。			
千葉市長 ○○ ○○ 印			

・土管：資料－１
 土管：資料－１

特に留意する産業分類業種等

工場・事業場用地又は工場・事業場として使用した土地及び跡地のうち特に留意する業種として次のものがある。

産業分類中分類		産業分類小分類		産業分類細分類	
木材・木製品製造業	13	その他の木製品製造業	169	木材薬品処理業	1691
パルプ・紙・紙加工品製造業	15				
出版・印刷・同関連産業	16				
化学工業	17	化学肥料製造業	171		
		無機化学工業製品製造業	172		
		有機化学工業製品製造業	173		
		油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業	175	塗料製造業	1754
				印刷インキ製造業	1755
		医薬品製造業	176		
		化粧品・歯磨・その他の化粧品用調整品製造業	177		
石油製品、石炭製品製造業	18	その他の化学工業		農薬製造業	1792
		石油精製業	181		
		潤滑油・グリース製造業	182		
		コークス製造業	183		
		舗装材料製造業	184		
		その他の石油・石炭製品製造業		廃油再生業	1899
なめし革・同製品・毛皮製造業	21	なめし革製造業	211		
窯業・土石製品製造業	22	ガラス・同製品製造業	221		
		セメント・同製品製造業	222		
		その他の窯業・土石製品製造業	229		
鉄鋼業	23				
非鉄金属製造業	24				
金属製品製造業	25				
一般機械器具製造業	26				
電気機械器具製造業	27				
情報通信機械器具製造業	28				
電子部品・デバイス製造業	29				
輸送用機械器具製造業	30				
精密機械器具製造業	31				
その他の製造業	32	貴金属製品製造業	341	貴金属製品製造業	3411
水道業	36	下水道業	363	下水道処理場	3631
宿泊業	72	旅館、ホテル	721	温泉旅館	7211
医療業	73	病院	731		
		診療所	732		
洗濯・理容・美容・浴場業	82	洗濯業	821	クリーニング業	8211
その他の生活関連サービス業	83	他に分類されない生活関連サービス業	839	写真現像・焼付け業	8393
廃棄物処理業	85	一般廃棄物処理業	851	ごみ処分量	8516
		産業廃棄物処理業	852	産業廃棄物処分量	8522
自動車整備業	86				
機械等修理業	87				

※本表は総務省統計局編集の日本標準産業分類に基づく
 本表の業種名を選択し、汚染要因の確認調査の業種分類欄に細分類から準じ該当するものを記載する。

・建設発生土の管理調書（搬出用）（土管：様式—2—1）

土管：様式—2—1

建設発生土の管理調書（搬出用）

課(所)長	補佐	係長	担当者

____年 ____月 ____日

このことについて、下記により建設発生土を搬出してよろしいか伺います。

建設発生土搬出計画			
工 事 名			
発生土土砂量		うち搬出土砂量	m ³
搬出先工事名又は事業場等名	工事箇所又は所在地	搬出予定量 (m ³)	備 考
施工実績（完成後作成） 作成者 職氏名 _____ 作成日 _____年 ____月 ____日			
受注者名		現場代理人	
工 期	____年 ____月 ____日 ~ ____年 ____月 ____日		
搬出先工事名又は事業場等名	工事箇所又は所在地	搬出土量 (m ³)	搬出先機関名 又は 事業場責任者
(注)本調書と共に保存するもの 1. 当該土砂の安全を証する調書 ①汚染要因に関する調査票又は地質分析(濃度)結果証明書			

● 本調書は、事業課(所)内で一括ファイルし、工事完了の日から3年間保存する。

・建設発生土の管理調書（搬入用）（土管：様式-2-2）

土管：様式-2-2

建設発生土の管理調書（搬入用）

課(所)長	補佐	係長	担当者

____年 ____月 ____日

このことについて、下記により建設発生土を搬入してよろしいか伺います。

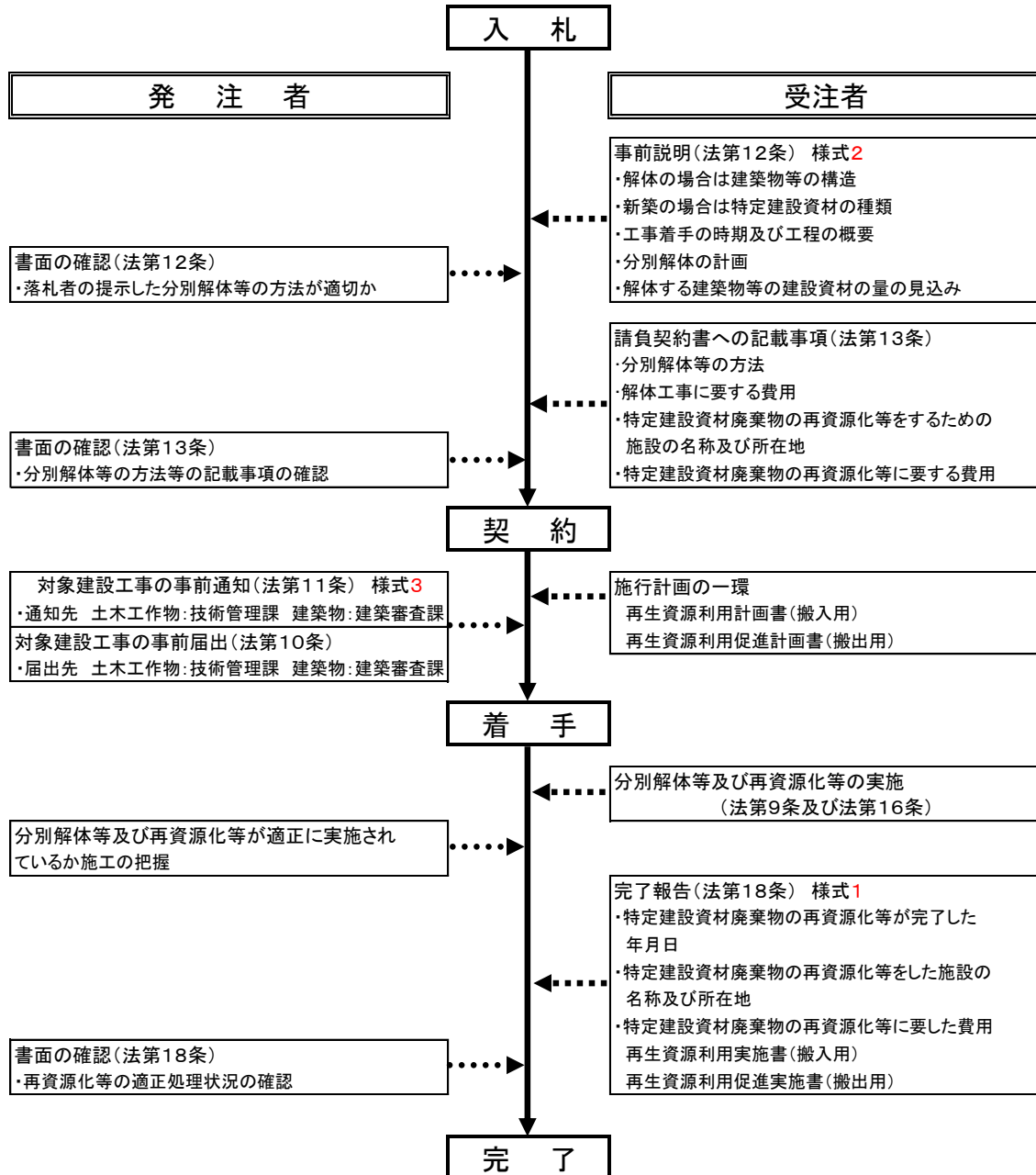
建設発生土搬入計画			
事業年度			
工事名			
工事箇所			
事業面積	m ²	搬入土砂総量	m ³
供給元工事名称	工事箇所又は所在地	搬入予定量 (m ³)	土砂区分該当 数字に○印
			1・2・3
			1・2・3
			1・2・3
土砂区分は、次のものから選択する。			
1 公共工事から建設発生土を搬入するもの。 2 公共工事以外から建設発生土を搬入するもの。 3 法令等により許認可された採取土砂等を搬入するもの。			
施工実績（完成後作成）			
作成者 職氏名 _____			
作成日 _____年 ____月 ____日			
受注者名		現場代理人	
工期	____年 ____月 ____日 ~ ____年 ____月 ____日		
供給元工事名又は ストックヤード等そ の他名	工事箇所又は所在地	搬入土量 (m ³)	供給元機関名 又は 施設等責任者
(注)本調書と共に保存するもの			
1. 土砂等を搬入し表土の事前調査を要する事業は、当該土地等の安全を証する調書 (300 m ² 以上の事業区域) ① 事業区域の汚染要因に関する調査票又は地質分析(濃度)結果証明書 2. 供給元から提出された当該土砂の安全を証する調書 ① 汚染要因に関する調査票 ② 地質分析(濃度)結果証明書 ③ 法令等により許認可された当該採取場が発行する土砂等売渡・譲渡証明書 3. 完了後に搬入土砂等の安全確認を要する事業は、当該土砂等の安全を証する 調書 ① 工事完了後の地質分析(濃度)結果証明書(上記1に示す事業区域)			

● 本調書は、事業課(所)内で一括ファイルし、工事完了の日から3年間保存する

土管：様式—3

地質分析（濃度）結果証明書						年 月 日
採取場所				発行番号		
				分析機関名		
				代表者	(印)	
				所在地		
				電話番号		
				計量証明事業者の登録番号		
試料名				環境計量士		
年 月 日に依頼のあった検体について、平成3年環境庁告示第46号付表に定める方法により検液を作成し、計量した結果を次のとおり証明します。 (検体区分)						
項目	単位	測定値	定量下限値	基準値	測定方法	
カドミウム	mg/l			0.003		
全シアン	mg/l			不検出		
有機燐	mg/l			不検出		
鉛	mg/l			0.01		
六価クロム	mg/l			0.05		
砒素	mg/l			0.01		
総水銀	mg/l			0.0005		
アルキル水銀	mg/l			不検出		
PCB	mg/l			不検出		
ジクロロメタン	mg/l			0.02		
四塩化炭素	mg/l			0.002		
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	mg/l			0.002		
1,2-ジクロロエタン	mg/l			0.004		
1,1-ジクロロエチレン	mg/l			0.1		
1,2-ジクロロエチレン	mg/l			0.04		
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l			1		
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l			0.006		
トリクロロエチレン	mg/l			0.01		
テトラクロロエチレン	mg/l			0.01		
1,3-ジクロロプロペン	mg/l			0.002		
チウラム	mg/l			0.006		
シマジン	mg/l			0.003		
チオベンカルブ	mg/l			0.02		
ベンゼン	mg/l			0.01		
セレン	mg/l			0.01		
ふっ素	mg/l			0.8		
ほう素	mg/l			1		
1,4-ジキサン	mg/l			0.05		
農用地 (田に限る)	砒素	mg/kg		15	含有試験	
	銅	mg/kg		125		
検体の性状	形状			色	におい	
備考	計量証明の事業の工程の一部を外部の者に行われた場合の当該工程を実施した事業者の氏名又は名称及び事業者の所在地： 工事名： 発生事業者名：					
注：1 環境計量士が手書きしない場合は、記名押印してください。 2 各項目の測定方法は、「土壌の汚染に係る環境基準について（平成3年環境庁告示第46号）」別表に掲げる方法とする。ただし、測定方法欄に複数の方法が掲げられている項目は、そのうち一つの方法を選択すること。なお、同表の環境上の条件のうち検液中の濃度に係るものにあつては、同告示付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。 3 実施した測定方法及びその定量下限値をそれぞれの欄に明記すること。						

・建設リサイクル法取扱いフロー図
建設リサイクル法届出フロー



- 分別解体の実施義務(法第9条)
特定建設資材を用いた建築物等の解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設工事規模に関する基準以上のもの(以下対象建設工事という。)
- 特定建設資材(法第2条)
コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト・コンクリート
- 対象建設工事の種類と規模の基準(法第9条)

対象建設工事の種類	規模の基準	
建築物の解体工事	床面積の合計	80㎡
建築物の新築・増築工事	床面積の合計	500㎡
建築物の修繕・模様替等工事(リフォーム等)	請負代金の額	1億円
建築物以外の工作物の工事(土木工事等)	請負代金の額	500万円

・建設リサイクル作成書類 簡易分類表

建設副産物リサイクル作成書類 簡易分類表

作成時期	作成者	適用	作成書類	提出方法
・概略設計委託 ・予備設計委託 ・基本設計委託 の実施時点	設計業務の受注者	委託した設計すべてにおいて作成する	リサイクル計画書(別添1)	設計者がリサイクル計画書を業務成果として提出する。
・詳細設計委託 ・実施設計委託 の実施時点	設計業務の受注者	委託した設計すべてにおいて作成する	リサイクル計画書(別添2)	設計者がリサイクル計画書を業務成果として提出する。
設計・積算 の実施時点	当該工事担当者	設計金額 1,000千円以上の工事	リサイクル計画書(別添3)	当該工事担当者がリサイクル計画書を設計書に添付して決裁を受ける。
	当該工事担当者	再生資材を利用できないと計画された場合に作成する	リサイクル阻害要因説明書(別添4)	当該工事担当者が阻害要因説明書を設計書に添付して決裁を受ける。
工事着手前	当該工事担当者	建設リサイクル法の対象工事	通知書(様式3) <small>〔工事着前に通知(現場で工事を始める前、仮設工事を含む)〕</small> 届出書 <small>〔工事着手7日前までに届出を行う〕</small>	当該工事担当者が施工区域の届出先機関に通知・届出をする。
工事着手前 及び 完成時	当該工事担当者 (地質分析は分析機関)	建設発生土の搬出入 のある工事	汚染要因に関する調査票(土管:様式-1) 建設発生土の管理調書(土管:様式-2-1及び2) 地質分析(濃度)結果証明書(土管:様式-3)	所属長の承認を得て工事完了日から3年間保管する。
施工時 (施工計画段階)	元請業者 (直接工事を請け負った 建設工事事業者)	請負金額 1,000千円以上の工事	建設副産物処理承認申請書(副処:様式-1) 再生資源利用計画書 再生資源利用促進計画書	工事着手前に元請業者が施工計画書に添付して提出。
設計変更 の実施時点	当該工事担当者	新たに再生資材を利用できないと判断された場合に作成する	リサイクル阻害要因説明書(別添4)	当該工事担当者が阻害要因説明書を変更設計書に添付して決裁を受ける。
完成時 (竣工書類)	元請業者 (直接工事を請け負った 建設工事事業者)	請負金額 1,000千円以上の工事	建設副産物処理調書(副処:様式-2) 再生資源利用実施書 再生資源利用促進実施書 再生資源化等報告書(様式1) <small>〔建設リサイクル法対象工事の場合のみ提出〕</small>	元請事業者が竣工書類として提出
4月	設計・積算 工事担当課	請負金額 1,000千円以上の工事	リサイクル阻害要因説明書集計用(別添4)	検討部会長が取りまとめ、別紙4を技術別添4を管理課に提出する。

詳細については、本文を確認すること

建設副産物リサイクル自己チェックリスト

実施時期	チェック事項	チェック項目	監督職員 チェック欄
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;">概略・予備 ・基本設計</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;">リサイクル計画書の作成 (概略設計・予備・基本設計)</div>	<p>発注時</p> <ul style="list-style-type: none"> ○特記仕様書 1. 特記仕様書にリサイクル計画書の作成が明示されているか。 <p>成果品提出時</p> <ul style="list-style-type: none"> ○リサイクル計画書(別添1) 1. 建設副産物の発生抑制、再利用。再資源化が検討されているか。 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;">詳細・実施 設計</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;">リサイクル計画書の作成 (詳細・実施設計)</div>	<p>発注時</p> <ul style="list-style-type: none"> ○特記仕様書 1. 特記仕様書にリサイクル計画書の作成が明示されているか。 <p>成果品提出時</p> <ul style="list-style-type: none"> ○リサイクル計画書(別添2) 1. 建設副産物の発生抑制、再利用。再資源化が検討されているか。 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;">設計・積算</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;">リサイクル計画書の作成 (積算段階)</div> <p style="text-align: center; font-size: small;">↓ 再生資材を利用しない場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;">リサイクル阻害要因 説明書の作成</div> <p style="text-align: center; font-size: small;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;">設計書作成 (当初設計)</div>	<p>積算時(設計金額1,000千円以上の工事)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○リサイクル計画書(別添3) 1. 建設副産物の発生抑制、再利用。再資源化が検討されているか。 <ul style="list-style-type: none"> ○リサイクル阻害要因説明書(別添4) 1. 再生資材を利用できない理由が適切か。 <p>設計書作成時</p> <ul style="list-style-type: none"> ○特記仕様書 1. 建設副産物の処分方法等が明示されているか。 2. 再生資源利用[促進]計画書(実施書)の作成が明示されているか。 ○設計書 1. リサイクル計画書の数量が反映されているか。(適正な運搬費・処理費・地質分析費等) 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;">発注</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;">事前説明(建リ法第12条)</div> <p style="text-align: center; font-size: small;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;">請負契約書への記載事項 (建リ法第13条)</div>	<p>入札後契約前(建設リサイクル法対象工事)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○説明書(様式2) 1. 落札者より提出された説明書の内容が適切か。 <p>契約時(建設リサイクル法対象工事)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○千葉市建設工事請負契約約款第56条の規定に基づく書面請負契約書への記載事項 1. 請負契約書への記載事項の内容が適切か。 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

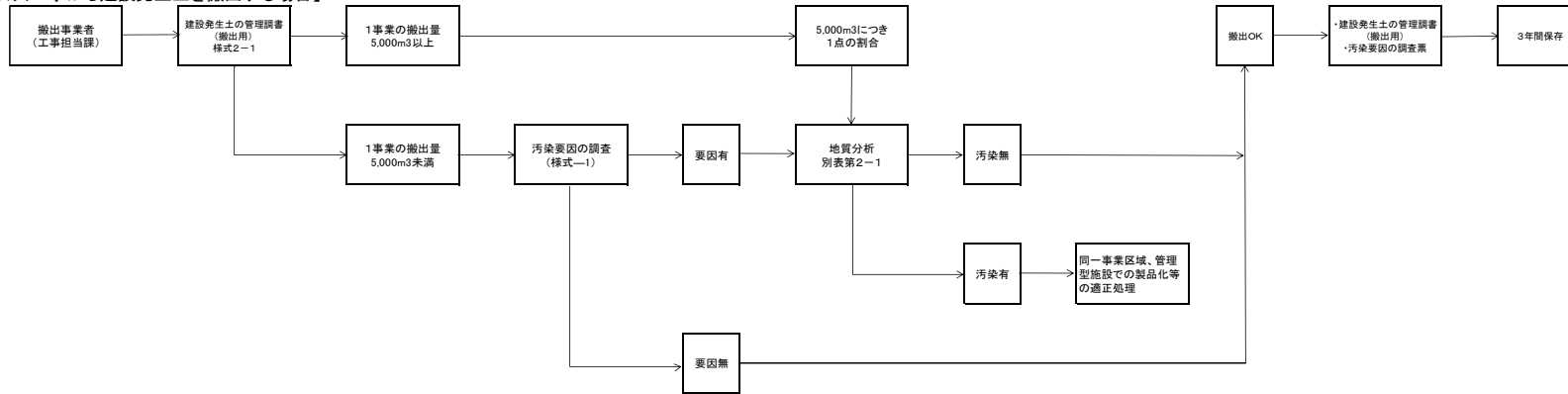
建設副産物リサイクル自己チェックリスト

実施時期	チェック事項	チェック項目	監督職員 チェック欄
	<p>↓</p> <p>通知書・届出書の提出 (建り法10・11条)</p> <p>↓</p> <p>建設発生土管理調書の作成 (発生土の搬出及び搬入がある場合)</p> <p>↓</p>	<p>通知書・着手前まで 届出書・着手日の7日前まで</p> <p>○通知書(様式3)・届出書</p> <p>1. 期日までに提出したか。</p> <p>○搬出入準備は適正に実施されているか。</p> <p>1. 建設発生土管理調書(土管:様式2-1及び2)</p> <p>2. 汚染要因に関する調査票(土管:様式-1)</p> <p>3. 地質分析(濃度(結果)証明書(土管:様式-3))</p>	<p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p>
<p>↓</p> <p>施工</p> <p>↓</p> <p>変更</p> <p>↓</p> <p>完了</p>	<p>↓</p> <p>施工計画書の提出 (着工時)</p> <p>↓</p> <p>建設リサイクルの 実行確認</p> <p>↓</p> <p>リサイクル阻害要因 説明書の作成</p> <p>↓</p>	<p>施工計画提出時</p> <p>○必要書類が提出されているか。 (内容は適正であるか。)</p> <p>1. 建設副産物処理承認申請書(副処:様式-1)</p> <p>2. 再生資源利用計画書</p> <p>3. 再生資源利用促進計画書</p> <p>施工時(現場及び写真、書類確認)</p> <p>○提出書類のとおり適正に処理が実施されているか。</p> <p>1. 分別解体がおこなわれているか。</p> <p>2. 建設副産物が適正に処理されているか。</p> <p>3. 建設業の許可票、解体工事業者登録票が掲示されているか。</p> <p>○リサイクル阻害要因説明書(別添4)</p> <p>1. 再生資材を利用できない理由が適切か。</p>	<p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p>
<p>↓</p> <p>完了</p> <p>↓</p> <p>とりまとめ</p>	<p>↓</p> <p>竣工書類の確認</p> <p>↓</p> <p>実施書等のとりまとめ</p>	<p>竣工書類提出時</p> <p>○必要書類が提出又は作成されているか。 (内容は適正であるか。)</p> <p>1. 建設副産物処理調書(副処:様式-2)</p> <p>2. 再資源化等報告書(様式1) (建り法対象工事のみ)</p> <p>3. 再生資源利用実施書</p> <p>4. 再生資源利用促進実施書</p> <p>5. マニフェストD票、E票(写し)</p> <p>6. 分別解体・適正処理の確認(写真)</p> <p>7. 建設発生土管理調書(土管:様式2-1及び2)</p>	<p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p>
<p>4月提出</p> <p>リサイクル阻害要因説明書(別添4)をとりまとめ技術管理課へ提出。</p>			
<p>※備考欄</p>			

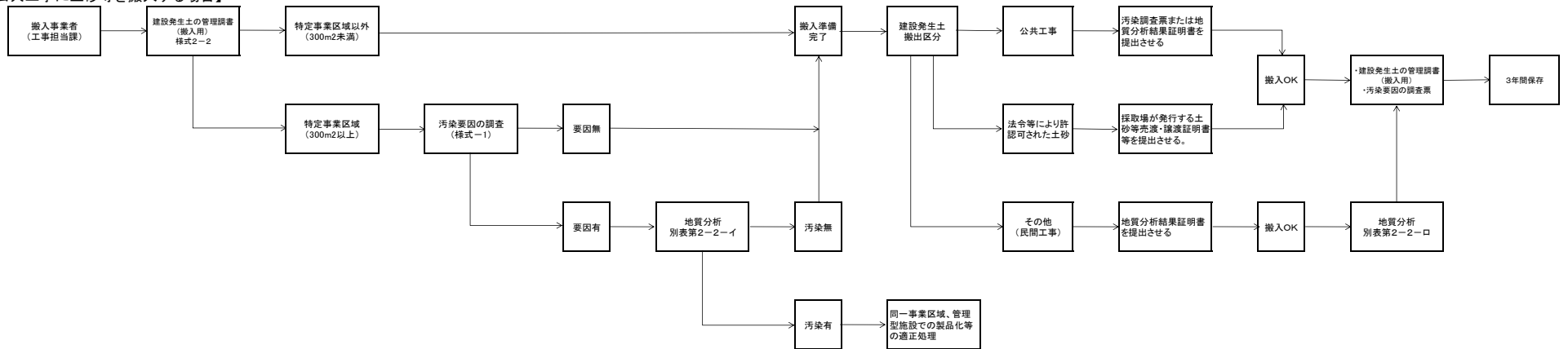
・建設発生土管理基準フロー

建設発生土管理基準フロー

【公共工事から建設発生土を搬出する場合】



【公共工事に土砂等を搬入する場合】



【3,000m3以上の土地の掘削その他土地の区画形質の変更が伴う場合】

- ・「土壌汚染対策法」及び「千葉市土壌汚染対策指導要綱」による届出※を工事着手の三十日前までに行うものとする。 ※届出先:環境局環境保全部環境規制課
- ・届出に係る調査は、別に定める「千葉市土壌汚染調査・対策指針」(千葉市環境局環境保全部)により実施するものとする。
- ・なお、届出対象工事においても、上記の搬出及び搬入フローは対象となる。

・重量換算係数

重量換算係数 [t/m³]

	荷積み状態での換算値		実体積による換算値
	建廃 ガイドライン値※注1	参考値	参考値
建設汚泥	1.2~1.6	1.4	1.4
コンクリート塊	(建設廃材 1.6~1.8)	1.8※注2	2.35 (無筋)
アスコン塊		1.8※注2	—
車道用			
密粒度アスコン	—	—	2.35※注3,4
粗粒度アスコン	—	—	2.35※注3,4
細粒度アスコン	—	—	2.30※注3,4
開粒度アスコン	—	—	1.94※注4
ポーラスアスコン	—	—	2.00※注4
歩道用			
密粒度アスコン	—	—	2.20※注3,4
粗粒度アスコン	—	—	2.20※注3,4
細粒度アスコン	—	—	2.15※注3,4
開粒度アスコン	—	—	2.05※注4
建設発生木材	0.4~0.7	0.5	
金属くず	1.4~2.0	1.5	
廃プラスチック	0.1~0.3	0.2	
建設混合廃棄物	新築	0.31※注5	
	木造解体	0.816	
砕石	—	—	2.0※注6

注1) 建廃ガイドライン値：『「建設廃棄物処理ガイドライン」厚生省生活衛生局水道環境部産業廃棄物対策室監修』による値

注2) これは、運搬時における空隙を多く含む状態での標準的な換算値である。

注3) 国土交通省 土木工事数量算出要領（案）による値。

注4) 千葉市 積算基準（河川・道路編）に掲載されている標準値。

注5) 建設混合廃棄物は（社）建設業協会及び（社）全国産業廃棄物協会の混合廃棄物組成分析調査結果による。

注6) 盛土状態での換算値。『「道路橋示方書・同解説」（社）日本道路協会』等による値。